

令和7年度 古座川町高校生等就学支援金のご案内

高校生等の子育て世帯の経済的支援を行うため、町独自の支援金を給付します！

◎目的

高校生等は高校生活やクラブ活動など経済的負担が増加するため、高校生等の就学の支援を目的に支援金を給付します。

◎給付対象となる方

- ①基準日となる5月1日に、学校教育法第1条に規定する高校、高専(1～3学年)、特別支援学校高等部など、高校に相当する学校に在学している20歳未満の方。
- ②基準日に、その保護者(父または母、もしくはその両方)が古座川町に居住している方が対象となります。



※基準日以降に転入された方も、条件を満たしていれば申請することができます。

※高校生の住所要件は問いません。続柄の確認のために追加の書類提出を求める場合があります。

◎給付金の額

給付金額	給付方法
月額 5,000円	給付決定後、在学(見込み)月数に応じて給付します。※給付は、6月、10月の2回を予定 ※給付は、在学している間の3年間分(36か月分)を限度とします。

※ただし、①高校等に在学しなくなった場合、②保護者等が転出した場合、①、②の月数に応じて給付金を返還していただくことになります。

◎申請期間：令和7年5月1日から5月31日まで

上記期限内に下の受付窓口まで必要書類を添えてご提出ください。(土日祝除く)

※基準日以降に転入された方の申請期間は、転入日の30日以内か、その年度の3/31まで。

※申請期間内に申請が無かった場合は、受給を辞退したものとみなします。

◎申請書配布・受付窓口

窓口は、教育委員会(中央公民館)・役場本庁・各出張所・保健福祉センターになります。また、申請書は役場ホームページにも掲載していますので、ダウンロードいただけます。

お問い合わせ先
古座川町教育委員会:0735-72-3344